

事務連絡
令和6年7月23日

オール日本スーパーマーケット協会 御中
一般社団法人全国スーパーマーケット協会 御中
一般社団法人日本スーパーマーケット協会 御中
日本チェーンストア協会 御中

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットにおける
特定技能外国人（食料品製造）の受入れについて

飲食料品製造業分野の特定技能外国人については、令和6年7月23日（火）に農林水産省告示の改正が行われ、受入れ先として、

- （1）従来の食料品製造業の事業所（日本標準産業分類・中分類 09 に該当する事業所。スーパーマーケットのいわゆる「プロセスセンター」や外食産業の「セントラルキッチン」を含む。）に加え、
- （2）総合スーパーマーケット（同・細分類 5621）及び食料品スーパーマーケット（同・細分類 5811）の事業所（店舗）であって、食料品製造を行っているものが新たに追加されることとなりました。

総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおいて飲食料品製造業分野の特定技能外国人を受け入れる場合には、事前に、

- （1）通常の手続（食品産業特定技能協議会への加入、雇用契約の締結、在留資格認定申請又は変更許可申請等）のほか、
- （2）食品産業特定技能協議会への誓約書の提出が必要となりますので、下記1～6に列挙した関係資料も参照しつつ、手続に遺漏なきよう、よろしくお願いいたします。

また、総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットで受け入れる特定技能外国人は、飲食料品製造業分野の人材不足に対応するためのものであり、販売業務に従事していただくことはできませんので、十分ご留意頂くようお願いします。

記

1. 農林水産省告示第 1433 号（令和6年7月 23 日）（国立印刷局ウェブサイト）

「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日農林水産省告示第 526 号）」の一部を改正する告示です。

この告示により、飲食料品製造業分野の特定技能外国人の活動する事業所に総合スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）及び食料品スーパーマーケット（ただし、食料品製造を行うものに限る。）が追加されることとなりました。

URL : <https://kanpou.npb.go.jp/20240723/20240723h01269/20240723h01269full00010032f.html>

2. 運用方針（出入国在留管理庁ウェブサイト）

令和 6 年 3 月 29 日に閣議決定された「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」です。飲食料品製造業分野（食料品スーパーマーケットを含む。）における人材不足の状況や、令和 6 年度から令和 10 年度までの受入れ見込み数（飲食料品製造業分野全体で最大で 13 万 9,000 人）が記載されています。

URL : <https://www.moj.go.jp/isa/content/001416439.pdf>

3. 運用要領（出入国在留管理庁ウェブサイト）

令和 6 年 7 月 12 日に法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省の連名で公表した「運用方針」に係る「運用要領」です。この運用要領の第 3 の 1. に特定技能外国人が従事する業務が記載されています。

URL : <https://www.moj.go.jp/isa/content/001421659.pdf>

4. 運用要領（別冊）（出入国在留管理庁ウェブサイト）

令和 6 年 7 月 23 日に法務省・農林水産省の連名で公表した「告示」の基準等の詳細についての留意事項を定めた「運用要領」です（上記 3. の運用要領と区別するため、通常、「運用要領（別冊）」と呼称されています）。この運用要領（別冊）の第 3 において、総合スーパーマーケット及び食料品スーパーマーケットに該当する事業所においては、関連業務としても販売業務に従事することができないこと等が記載されています。

URL : <https://www.moj.go.jp/isa/content/930004952.pdf>

5. 食品産業特定技能協議会（農林水産省ウェブサイト）

食品産業特定技能協議会についてのウェブサイトです。同協議会への入会はこちらのページからオンラインで行っていただくこととなります。また、総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットの事業所（店舗）で特定技能外国人を受け入れる場合

には、(3)の誓約書を提出していただく必要があります。

(1) 食品産業特定技能協議会ホームページ

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/kyougikai.html>

(2) 食品産業特定技能協議会 入会規程

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/attach/pdf/kyougikai-110.pdf>

(3) 総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける特定技能外国人の従事する業務に関する誓約書

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/attach/pdf/kyougikai-109.pdf>

(4) 加入申請フォーム

(特定技能所属機関／受入れ機関)

URL : https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/seizo/shozokukikan_kanyu.html

(登録支援機関)

URL : https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/shokusan/seizo/shienkikan_kanyu.html

6. その他関係資料

(1) 特定技能ガイドブック (出入国在留管理庁ウェブサイト)

URL : <https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

(2) 特定技能・飲食料品製造業分野に関するQ & A (農林水産省ウェブサイト)
近日中に、こちらのページにおいてFAQを公開予定です。

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/soumu/tokuteiginou.html>

以上